

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱

## 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 誇大広告の禁止

宅地建物取引業者は、その業務に因し、宅地又は建物の所在、規模、形質、利用の制限、環境、交通の利便、料金等の支払方法について虚偽又は誇大な廣告をしてはならないものとする。

### 第二 取引態様の明示義務

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借に関する注文を受けたときは、遅滞なく、その注文をした者に対し、自己がその相手方となつて当該売買等を成立させるか、代理して当該売買等を成立させるか、又は媒介して当該売買等を成立させるかの別を明らかにしなければならないものとする。

### 第三 重要事項の説明等

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の相手方又は依頼

者に對し、契約の成立前に、当該宅地又は建物に因し、極権权等登記された权利の種類及び内容、都市計画法、建築基準法等に基づく制限、飲用水等の供給施設の整備状況、手附の額及び性格、置き金、契約の解除に関する事項等について説明しなければならないものとする。

#### 第四 契約書等の交付

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立したときは、遅滞なく、当該宅地又は建物の表示、代金、借貸等の額及び支払方法、登記及び引渡しの時期等を記載した書面をその相手方又は依頼者に交付しなければならないものとする。

#### 第五 手附書との禁止

宅地建物取引業者は、相手方又は依頼者に對し、手附について實付けその他信用の供与をすることにより不當に契約の締結を誘引してはならないものとす

る。

#### 第六 指導、指示、業務の停止等

都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営むすべての宅地建物取引業者に対し、必要な指導、指示等をすることができるものとともに、当該都道府県の区域内における業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

#### 第七 その他

分譲地専務所以外の場所における従業者の記章着用義務について必要な規定を置くとともに、監督及び罰則について必要な整備を行なうものとする。